

大阪府環境審議会 水質環境部会（第1回） 議 事 概 要

- 1 日 時 平成20年12月1日（月） 15時～17時
- 2 場 所 国民会館・住友生命ビル 武藤記念ホール・小ホール
- 3 議事概要

（1）開会

大阪府環境管理室長あいさつ

事務局から、委員・専門委員の紹介、資料確認の後、資料1-1～1-3により諮問の概要、水質環境基準部会及びスケジュール(案)について説明。

（2）部会長代理の指名、会議の公開に関する決定

海老瀬部会長が益田委員を部会長代理に指名。
本部会を公開とすることを決定。

（3）河川環境基準と類型の検討について

事務局から、資料2-1、2-2により河川水質環境基準と類型の検討について説明。
主な質疑（主旨）は以下のとおり。（：委員、：事務局）

類型の達成期間について、イは「直ちに達成」、ロは「5年以内に可及的速やかに達成」、ハは「5年を超える期間で可及的速やかに達成」となっている。また、改定時期を5年ごとということも考え合わせると、今回の検討は、今後、概ね5年間の目標を検討するという理解でよいのか。

今回、ご検討いただいた結果を受けて類型改定を行うが、その結果、指定された類型については、次回改定までの間の目標となる。

5年間という期間は、水質汚濁防止対策の進捗状況や渇水や豊水というような気象変動などを考慮すると、水質データのとりまとめなどの区切りとして適切な期間である。

前回改定時の審議会答申において、「今後は、見直しの間隔を例えば5年ごとというようにこれまでより短くすることが必要である。」と示されている。また、「達成期間」がイ（直ちに達成）、ロ（5年以内の可及的速やかに達成）、ハ（5年を超える期間で可及的速やかに達成）で示されていることも踏まえ、今後も概ね5年ごとに類型改訂の検討を行う必要があると考える。

（4）BOD等5項目の類型改定について

事務局から、資料3-1～3-3により各河川水域の水質の状況について説明した後、資料4-1～4-4により類型改定の基本的な考え方（たたき台）について説明。

主な質疑（主旨）は以下のとおり。（：委員、：事務局）

より上位の類型を目指すということと、「A類型を維持する」というのは分かりやすいが、B類型やC類型など（上位類型がある類型）を「維持する」場合の考え方を整理すべきである。

AからEの類型というのは、利用目的の適合性ということであり、現状に見合ったところの利用状況で、維持またはそれを達成することを目標とするということである。基本的には、現在のあるいは近い将来のそれぞれの水域の利用目的に見

合った、あるいは現状の水質にそれなりに見合った水質を目標値としていきたいと考えており、大阪府内ではA Aは採用していないが、大阪府の一番上流部のきれいなところにはAを目標にするのが適当ではないかと考えている。

例えばC類型の八やD・E類型のままで何十年も経過したままというのは、利用目的に変更がないということか。

基本的には、D・E類型については出来るだけ早く達成して更に上、少なくともC以上の類型にしていきたいと考える。現在、様々な対策が進んでそれが具体的に水質に表れているところについては、できるだけ上にあげていきたいと考えているが、他とのバランス等も見ながら考えていきたい。少なくとも今の類型を下げるということは全く考えていない。可能なところから少しでも上を目指す。

資料4-2に示されている「類型改定の基本的な考え方(たたき台)」は、「現在の達成状況を重視する」という結論的な印象が強すぎる。類型改定の検討の前段には、類型指定することの意義や類型毎の特徴、更には水域ごとに現在の類型となった理由があるはずで、それらを整理した上で、水域ごとの利用目的の変化や対策の進捗状況、現状の達成状況などを考慮して、その結果として改定や維持を検討すべきもの。「類型改定の基本的な考え方」については、このような全体の流れをわかりやすく表現すべきである。

生活環境項目の環境基準については、役割が二つあり、一つは河川の水域の利用状況と見合ったと思われる水域についてはそれを維持するという。もう一つは環境基準を達成するという目的があると考える。これについては達成期間を1つ上げるところで表現していきたい。基本的には、今後も概ね5年ごとに達成期間も含めて見直しするというのも念頭において、今回の見直しについて検討することとしたい。

BODに主眼を置いて類型改定の検討を行うことについては、基本的には妥当であると考えが、pH及び大腸菌群数などについては、環境基準値の超過事例やその要因などを整理しておくことが必要である。

BODとpH及び大腸菌群数などについては、次回までに整理したい。

DO及びSSについては、BOD主眼で検討を行っても特に問題はないと考える。pHについては、河川水が滞留して、藻類の影響でアルカリ側になるという場合というのが確認できれば問題はないと考える。

(5) 水生生物の保全に関する項目の類型改定について

事務局から、資料5 1~5 8により、水生生物の保全に関する項目の類型改定について説明。

主な質疑(主旨)は以下のとおり。(:委員、 :事務局)

生物の類型について、天然ではほとんど分布しておらず、放流個体で居ついているものをどう考えるか。放流されたものも含めて現状の生息域から判断する以外ないのか。

基本的には、現在棲んでいる生物を対象として検討ということになると考える。水生生物の保全に関する項目については、大阪府域はほとんどが生物Bにかかってくると思うが、一部の河川ではカジカなど生物Aとして示されているものが生息しており、シンボリックな、あるいはアピールするという意味で上部の水域を

ピックアップして生物Aを指定しておいた方がいいのではないか。

現状では特に山の奥の方ではきれいになってきているということがあり、期待値も含めて一ヶ所でもいいから、せっかく大阪にも例えばアマゴがいるようなところがあるということアピールするというような、精神を示すというのがあってもいいのではないか。

水生生物の生息に関する水温については、最高水温が重要だと思われる。同じ魚種でも耐性のある個体もあるが、冷水性の魚類の場合25℃まで、最適は20℃ぐらいだと思う。

資料5-7は環境基準点におけるデータであり、比較的各水域の下流側で測定したものであるため、例えばアマゴがそこまで下りてこない可能性がある。生物Aの類型当てはめについても次回までに検討したい。

類型区分の魚種の例示については、大阪府の場合、もう少し考えた方がいいのではないか。カラフトマスとかより、アカザやアジメドジョウなどを例の中にいれるというようなことが必要ではないか。

資料5-3にある国の通達をもとにするとほとんどが生物Bになる。大阪府域に生息する魚種について整理し、それも含めて一部の水域については生物Aの当てはめが適切かどうかについて検討したい。

基本的方針について、BOD等5項目がC以上の水域に生物の保全に係る環境基準を当てはめるということで、それ以下の類型では魚も生息しにくいBODになるので妥当だと思う。

基本的考え方については、生物A、B類型についてどう考えるかというスタンスをはっきりさせることが重要である。水生生物の専門家の意見を整理した上で、一定の統一性があるのはここまでという科学的論理性が立つ部分について、エコシステムの大きなまとまりぐらいで分けるのがいいのではないか。

(6) その他

事務局から、次回の日程については別途調整する旨連絡。

以上